

第2 気象・地震観測、気象予警報関係

1 気象観測設備

機材の種類	数量	観測項目	観測場所
総合気象観測装置	1式	風向、風速、気圧、温度、湿度、雨量	田原市消防署内
総合気象観測装置	1式	風向、風速、気圧、温度、湿度、雨量	渥美支所内

(1) 愛知県水防テレメータシステム雨量観測局

県建設局河川課

水系名	観測所名	所在地
汐川	田原	田原町柳町（柳町水位観測所）
免々田川	渥美	福江町宮の脇46（愛知県渥美観測所）

(2) 愛知県水防テレメータシステム水位観測局

県建設局河川課

水系	河川名	観測所名	距離	所在地	単位	河床高	0点高	第一基準 ★水防団 待機水位	第二基準 ★氾濫注 意水位	第三基準 ★出動水位	★避難判断 水位	★氾濫危 険水位	堤防高
汐川	汐川	柳町	2/240	田原町柳町地内	TP m	-1.04	0.01	-	1.50	1.90	-	2.60	3.20

※網掛けは、水防警報（水位周知）基準水位ではないため、参考値としての水位
 ※量水標管理者は東三河建設事務所長。

(3) 愛知県危機管理型水位計設置箇所

県建設局河川課

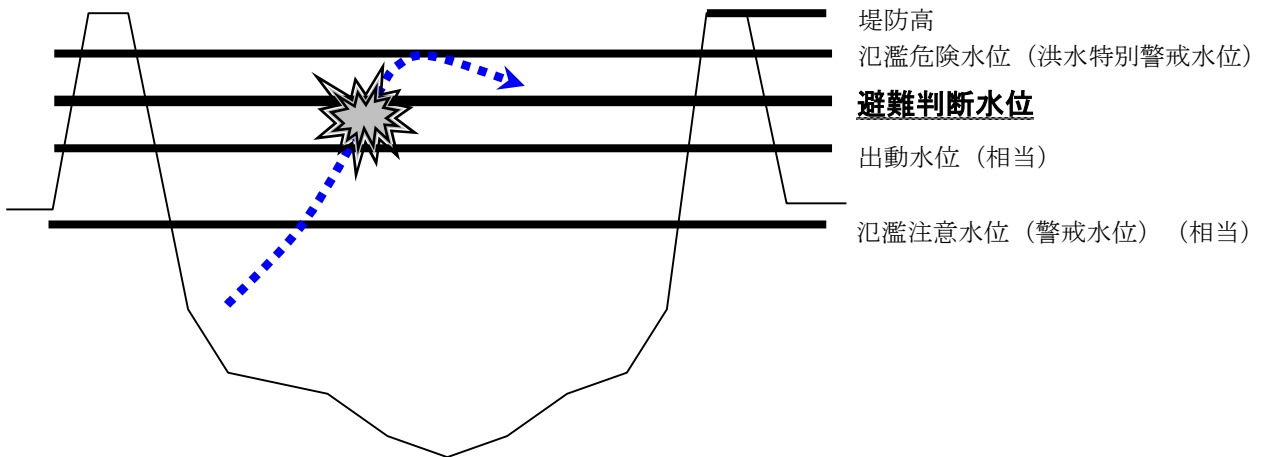
河川名	観測点	氾濫開始	観測開始	危険水位
		堤防天端高から		
池尻川	吹出橋	0.00m	-2.33m	-0.60m
免々田川	天神橋	0.00m	-2.04m	-0.60m
清谷川	滝頭橋	0.00m	-2.31m	-0.60m
汐川	西野橋	0.00m	-1.84m	-0.60m
蜷川	太神橋	0.00m	-2.05m	-0.60m

(4) 田原市水防テレメータシステム水位観測局

河川名	観測点	所在地	単位	河床高※1	堤防高※2
天白川	天白橋	小中山町新田一本松地内	TP m	-0.42	3.30
免々田川	常堰橋	福江町浜田地内	TP m	-0.37	2.31
新堀川	新堀橋	江比間町女郎川地内	TP m	0.08	3.50

※1 水位計を設置している高さ
 ※2 水位計を設置している場所の堤防高

避難判断水位（特別警戒水位）のイメージ



(5) 愛知県水防テレメータシステム潮位観測局

県建設部河川課

海岸名	箇所	観測所名	所在地	単位	0点高	※	堤防高
三河湾	三河港	三河港	豊橋市神野ふ頭町 3-11	TP m	0	3.47	6
	福江港	福江	福江町日比浜	TP m	0	2.53	4.5

(注) ※は台風期平均満潮位に伊勢湾台風級の台風による潮位偏差を足した値

(6) 独立行政法人水資源機構中部支社 雨量観測所

豊川用水総合事業部

水系名	観測所名	設置場所	管理者
豊川	田原	加治町大新子 4 2 - 1	田原支所管理課
	芦ヶ池調整池	野田町地内	〃
	初立池	伊良湖町	〃

2 水防警報

指定河川、海岸について国土交通大臣又は知事が洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあると認めるときは、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、水防管理団体の水防活動の指針を与えることを本質としている。（水防法第 16 条第 1 項）

ただし、津波の発生時における水防活動その他危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

(1) 知事が水防警報を行う河川及び海岸とその区域

ア 降雨等による河川の洪水又は海岸の高潮に関する区域

河川海岸名	区 域	
愛知県沿岸	弥富市地先から	静岡県境まで

イ 水防警報の発令基準

市町村等をまとめた地域(参考)	発表区域(市町村名)	発表基準(標高m)		堤防高	発表者(建設事務所長)	備考
		準備	出動			
東三河南部	田原市	T. P 1.60	T. P 2.50	附属資料 「海岸保全施設(堤防高一覧)」、 「愛知県水防計画書付図」参照	東三河	三河湾岸
		T. P 1.70	T. P 3.50			外海側

※いずれかが基準潮位に達すると予測される場合に発表

ウ 水防警報の段階と内容

段階	内容
準備	氾濫注意水位(警戒水位)を超過し、水防資材の整備点検、水門等の開閉準備、幹部員の出動を通知するもの。
出動	出動水位を超過し、消防団員(水防団員)等の出動を通知するもの。
情報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの。
解除	水防活動の終了を通知するもの。

(2) 津波に関する水防警報

ア 津波に関する区域

- (ア) 海岸線を有する市町村
田原市
- (イ) 津波河川遡上の可能性がある県管理河川

市町村名	河川名
田原市	池尻川、精進川、天白川、免々田川、新堀川、今池川、汐川、清谷川、蜷川

注) 津波による遡上の可能性があるのみで、直ちに浸水するおそれがあるものではない。
今後、被害予測分析等により修正予定。

イ 発表の種類、内容、発表基準

種類	内容	発表基準
情報収集	水防団員の安全を確保した上で水防活動に備えて津波発生の有無、津波到達時刻等を情報収集するもの	地震発生により津波到来のおそれが否定できないとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	伊勢・三河湾の大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された場合。ただし、津波警報から津波注意報に切り替わった場合で、水防作業が安全に行える状態で、かつ、必要と認めるときは発表することができる。
解除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は、水防作業が終了したとき等、水防作業を必要とする河川(又は海岸)状況が解消したと認める場合

注) 津波到達時間が短い場合、津波到達までに水防警報が発表できない場合が想定されるため、津波警報が発表されている間であって、水防警報が通知されるまでの間においては、水防管理者は、水防団員の安全を確保する措置をとること。

3 土砂災害警戒情報の発表と解除の基準

(1) 土砂災害警戒情報を発表する単位と範囲

土砂災害警戒情報の発表は市町村単位とし、対象は土砂災害危険箇所が分布する市町村とする。

土砂災害警戒情報発表対象市町村		県建設局砂防課
建設事務所	発表対象市町村	
東三河建設事務所	豊橋市・豊川市・蒲郡市・田原市	

(2) 対象とする土砂災害

対象とする現象は、「土石流」、「集中的に発生するがけ崩れ」とする。

(3) 土砂災害警戒避難基準線 (CL) の設定

○ CLの設定で対象とした土砂災害

1995年～2013年に発生した土砂災害のうち、「土石流」「集中的に発生するがけ崩れ」を対象とする。

○ CLの設定単位と判定指標

- ・CLの設定単位は、気象庁が土壌雨量指数を算定する格子 (5kmメッシュ) とする。
- ・危険度を判定する指標は、長期雨量を評価する土壌雨量指数と短期降雨を評価する60分間積算雨量とし、解析雨量を算定する格子 (1kmメッシュ) とする。

○ CLの設定

土壌雨量指数下限値と60分間積算雨量上限値を考慮した上で、避難が必要と判断される土砂災害を捕捉できる数値を選定し、格子毎にCLを設定する。

○ 土壌雨量指数下限値と60分間積算雨量

災害の発生するおそれが少ない短時間の突発的な豪雨 (60分間積算雨量は大きい、総雨量が小さく土壌雨量指数が大きくなる降雨) を考慮して、土壌雨量指数の下限値を設定する。

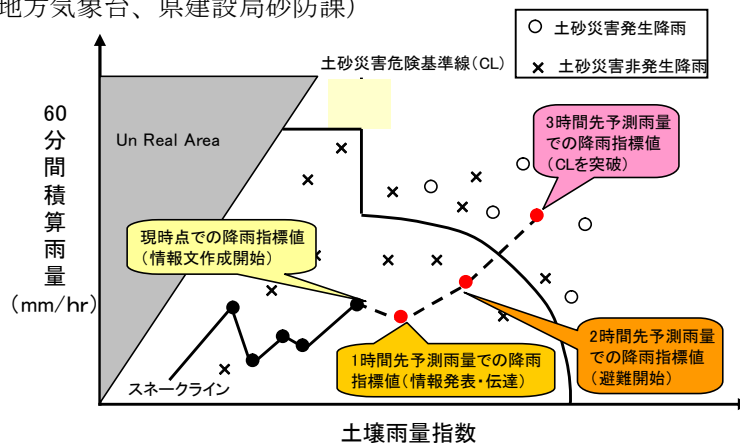
ただし、60分間積算雨量の上限値も合わせて設定する。

- ・土壌雨量指数下限値は、RBFN値0.1のX切片値の60%を基本とし、上限値を160とする。
- ・60分間積算雨量上限値は、100mmとする。

(4) 情報の発表と解除のタイミング

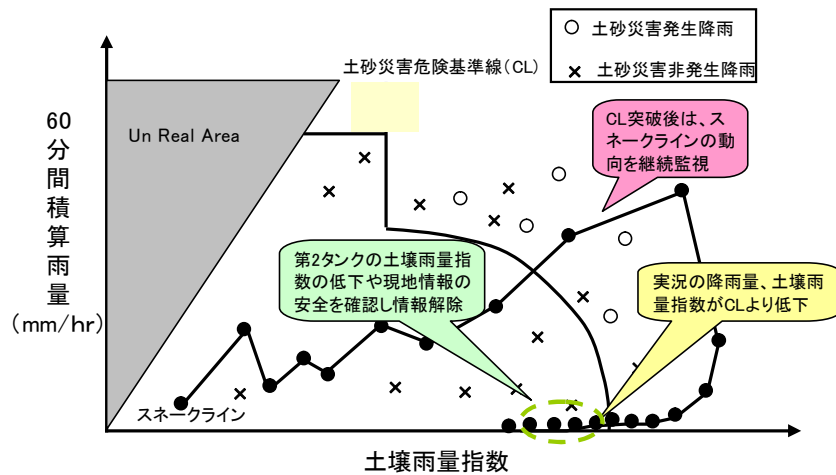
○ 情報発表のタイミング

- ・大雨警報発表後は、土砂災害発生の危険性を監視し、土砂災害警戒情報作成の準備を行うものとする。(名古屋地方気象台)
- ・3時間降水量予測値がCLを超過する場合に土砂災害警戒情報発表文を作成し、県建設局砂防課と名古屋地方気象台の協議により発表する。(名古屋地方気象台、県建設局砂防課)
- ・土砂災害警戒情報の補完情報を関係機関に提供するものとする。(名古屋地方気象台、県建設局砂防課)



○ 情報解除のタイミング

- ・実況値のスネークラインがCLを下回ったことを確認し、土壌雨量指数第2タンクの値が下降している状況を確認する。(名古屋地方気象台)
- ・解除後に大きな雨量が予測されないことを確認するとともに、土砂災害危険箇所の点検結果等を鑑み、県建設局砂防課と名古屋地方気象台が協議の上で警戒を解除できるものとする。(名古屋地方気象台、県建設局砂防課)



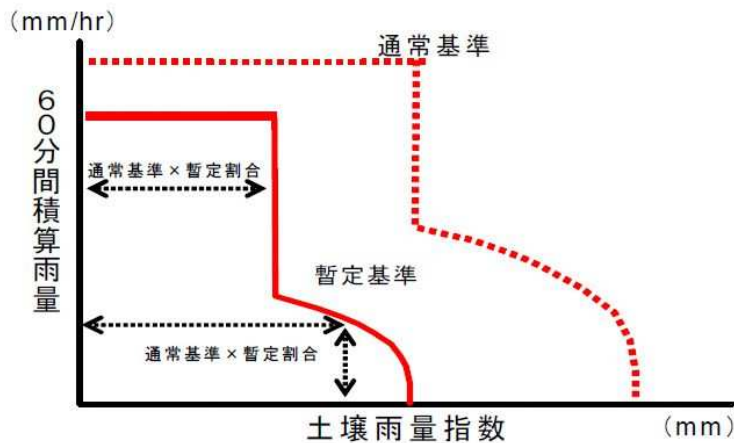
(5) 地震等発生時の暫定基準

県内で震度5強以上の地震を観測した場合及びその他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される火山活動、林野火災、風倒木等）が発生した場合、県建設局砂防課と名古屋地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定することとする。

地震時の暫定基準

種別	状況	暫定割合（通常基準に乗じる割合）	
		地震	
		5強の地域	6弱≤の地域
		8割※	7割※

※通常基準の土壌雨量指数と60分間積算雨量に乗じる割合



4 愛知県震度情報ネットワークシステム設置箇所

県防災安全局災害対策課 平成28年4月1日現在

設置装置	設置場所	設置場所の住所
計測震度計	田原市役所	田原町南番場30番地1
〃	田原市役所赤羽根市民センター	赤羽根町赤土1番地
〃	田原市役所渥美支所	古田町岡ノ越6番地4

<計測震度計>

発生した地震の震度等を気象庁方式により計測する機器であり、計測部（地震を感知する部分）、処理部（計測部からの情報を演算処理し、送信する部分）、及びその他付属機器（時刻校正用アンテナ、配線）により構成。

5 名古屋地方気象台

(1) 気象等観測施設・設備等

○雨量観測所

平成26年4月1日現在

観測所名	設置場所
伊良湖	福江町金五郎坂 伊良湖特別地域気象観測所
田原	高松町尾村崎

○潮位観測所

観測所名	設置場所
赤羽根	池尻町

○風向・風速観測所

観測所名	設置場所
伊良湖	福江町金五郎坂 伊良湖特別地域気象観測所

(2) 市内の地震関係観測点

○震度観測点

地域名	震度観測点名称	観測点所在地
愛知県東部	田原市福江町	福江町金五郎坂 (伊良湖特別地域気象観測所)
	田原市石神町	石神町外山

○津波地震早期検知網観測点

観測点名称	観測点所在地
愛知渥美	石神町外山

※津波地震早期検知網観測点(愛知渥美)では、震度データの出力も行っており、震度観測点として地震情報において「田原市石神町」という名称で発表。

○地殻岩石ひずみ計観測点

種類	観測点名称	観測点所在地
体積歪計	田原福江	福江町金五郎坂 (伊良湖特別地域気象観測所)
多成分歪計	田原高松	高松町尾村崎

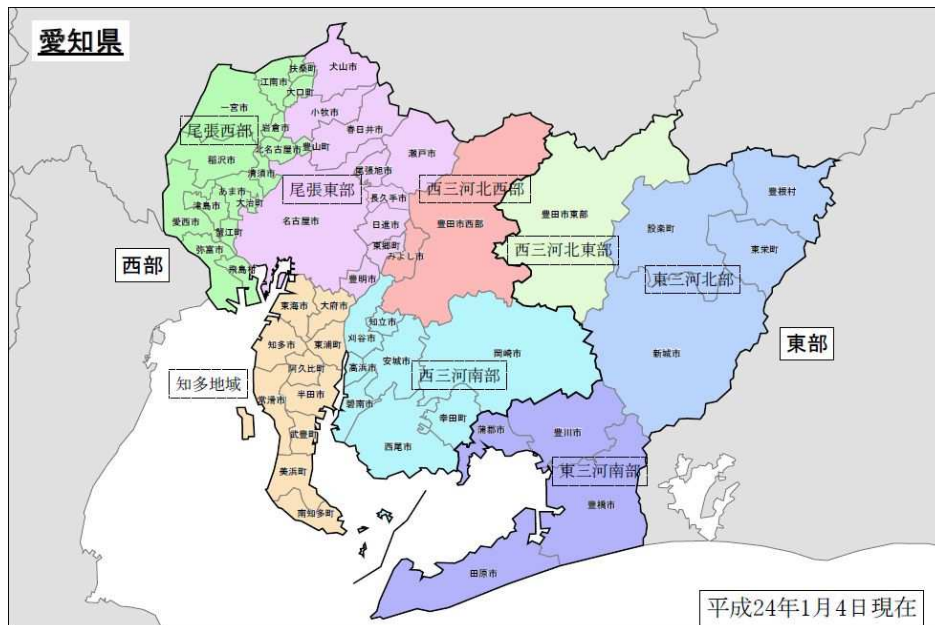
○津波観測点

津波予報区	観測点名称	観測点所在地
愛知県外海	田原市赤羽根	池尻町
伊勢・三河湾	名古屋市	名古屋市港区港町

(3) 愛知県予報区において特別警報・警報・注意報の発表に使用する細分区域名

平成24年1月4日現在

(一次細分区域名) (市町村等をまとめた地域名) (二次細分区域名)
 愛知県東部 ————— 東三河南部 ————— 田原市



愛知県の細分区域図

(4) 気象・水象に関する予報警報

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、県内の市町村ごとに発表される。更に重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、県内の市町村ごとに発表される。また、大雨や洪水等の警報が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域名を用いる場合がある。

○ 特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風説、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

○ 特別警報の種類と概要

種類	概要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合。

○ 特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報		高潮になると予想される場合
波浪特別警報		高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注)発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表の判断をします。

○ 特別警報の指標

要 因	指 標
雨	①48 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で50 格子以上出現。 ②3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった5 km格子が、共に府県程度の広がり範囲内で10 格子以上出現（ただし、3 時間降水量が150 mmを超える格子のみをカウント対象とする）。
台風等	「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。 注1）台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。 注2）温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表する。
雪	府県程度の広がりをもって50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に大雪特別警報を発表する。 注) 個々の地点で50 年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではない。

○ 雨に関する50年に一度の値

※ R48：48 時間降水量 (mm)、R03：3 時間降水量 (mm)、SWI：土壌雨量指数 (Soil Water Index)

地域				50年に一度の値			警報基準
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48*	R03*	SWI*	SWI*
愛知県	東部	東三河南部	田原市	366	143	238	124

注1)「50年に一度の値」の欄の値は、市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。

注2)50年に一度の値は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味はない。

注3)大雨特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の大雨、かつ、更に雨が降り続くと予想される場合に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではない。

○ 50年に一度の積雪深と既往最深積雪深一覧

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪 (cm)
愛知県	名古屋	23	49
	伊良湖	—	12

注)大雪特別警報は、府県程度の広がり度で50年に一度の積雪深、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではない。

○ 警報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨警報	大雨により重大な災害の起こるおそれがある場合。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。田原市で別表1の基準に到達することが予想される場合。
洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害の起こるおそれがある場合。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。田原市で別表2の基準に到達することが予想される場合。

大雪警報	大雪により重大な災害の起こるおそれがある場合。 24時間の降雪の深さが平地で20cm以上、山地で30cm以上になると予想される場合。
暴風警報	暴風により重大な災害の起こるおそれがある場合。平均風速が陸上で20m/s以上、海上で23m/s以上になると予想される場合。
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害の起こるおそれがある場合。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。 降雪を伴い、平均風速が陸上で20m/s以上、海上で23m/s以上になると予想される場合。
波浪警報	高い波により重大な災害の起こるおそれがある場合。 有義波高が内海で3m以上、外海で6m以上になると予想される場合。
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常上昇により重大な災害の起こるおそれがある場合。 潮位が標高上、別表5の基準に到達することが予想される場合。

○ 注意報の種類と発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨注意報	大雨により災害の起こるおそれがある場合。 田原市で別表3の基準に到達することが予想される場合。
洪水注意報	洪水により災害の起こるおそれがある場合。 田原市で別表4の基準に到達することが予想される場合。
大雪注意報	大雪により災害の起こるおそれがある場合。 24時間の降雪の深さが平地で5cm以上、山地で10cm以上になると予想される場合。
強風注意報	強風により災害の起こるおそれがある場合。 平均風速が陸上で13m/s以上、海上で16m/s以上になると予想される場合。
風雪注意報	雪を伴う強風により災害の起こるおそれがある場合。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。 降雪を伴い、平均風速が陸上で13m/s以上、海上で16m/s以上になると予想される場合。
波浪注意報	高い波により災害の起こるおそれがある場合。 有義波高が内海で1.5m以上、外海で3m以上になると予想される場合。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害の起こるおそれのある場合。 潮位が標高上、別表5の基準に到達することが予想される場合。
濃霧注意報	濃い霧により災害の起こるおそれがある場合。 交通機関に著しい障害が起こると予想される場合で、濃霧によって、視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷により災害の起こるおそれがある場合。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害の起こるおそれがある場合。 火災の危険が大きい気象条件を予想した場合。
着氷(雪)注意報	着氷(雪)により災害のおこるおそれがある場合。 通信線や送電線、船体等への被害が起こると予想される場合。
霜注意報	霜により災害の起こるおそれがある場合。 晩霜により農作物への被害が起こると予想される場合。 最低気温が3℃以下になると予想される場合。
低温注意報	低温により災害が起こるおそれがある場合。 低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が予想される場合。 冬期 最低気温が-4℃以下になると予想される場合。

(5) 大雨及び洪水警報・注意報基準表の見方

平成24年1月4日現在

- a 大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準が設定されていない場合はその欄を“—”で示している。
- b 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- c 大雨及び洪水の欄中、R1、R3 はそれぞれ1、3 時間雨量を示す。例えば、「R1=70」であれば、「1

時間雨量70mm 以上」を意味する。

- d 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
- e 土壌雨量指数基準値は1km 四方毎に設定しているが、別表1 及び3の土壌雨量指数基準には、市町村等の域内における基準値の最低値を示している。
- f 高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いる。

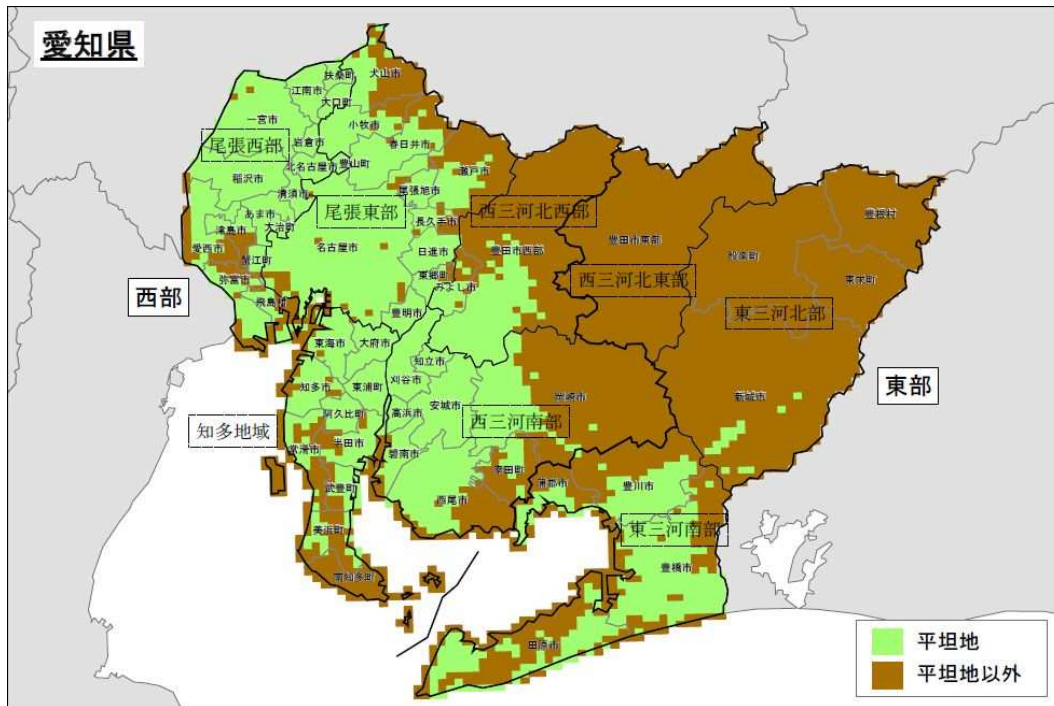
<参考>

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平坦地：概ね傾斜が30 パーセント（1000分の1）以下で、都市化率が25 パーセント以上の地域
 平坦地以外：上記以外の地域



(別表1) 大雨警報基準

平成29年7月7日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	浸水害	土砂災害
		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東三河南部	田原市	19	142

※震度5強以上の地震等によって地盤が脆弱となり、雨による土砂災害発生の可能性が通常より高いと考えられる地域では、土壌雨量指数基準を暫定的に引き下げて運用することとします。

(別表2) 洪水警報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準		複合基準
東三河南部	田原市	汐川流域=13.8 免々田川流域=8.2	新堀川流域=6.8 天白川流域=7.5	汐川流域=(12, 13.7) 天白川流域=(12, 7.1)

(別表3) 大雨注意報基準

平成29年7月7日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東三河南部	田原市	15	100

※震度5強以上の地震等によって地盤が脆弱となり、雨による土砂災害発生の可能性が通常より高いと考えられる地域では、土壌雨量指数基準を暫定的に引き下げて運用することとします。

(別表4) 洪水注意報基準

令和2年8月6日現在

市町村等をまとめた地	市町村等	表面雨量指数基準	複合基準
東三河南部	田原市	汐川流域=6.9 新堀川流域=5.4 免々田川流域=6.5 天白川流域=6.0	汐川流域=(12, 5.0) 新堀川流域=(12, 4.3) 免々田川流域=(12, 5.2) 天白川流域=(7, 5.4)

(別表5) 高潮警報・注意報基準

平成29年7月7日現在

市町村等をまとめた地域	市町村等	潮位		
		警報	注意報	
東三河南部	田原市	(三河湾側)	2.5m	1.6m
		(外海側)	3.5m	1.7m

(6) 気象情報

全般気象情報、東海地方気象情報、愛知県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を開示する場合等に発表する。
土砂災害警戒情報	愛知県と名古屋地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村ごとに発表する。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、避難指示等の対象地区の範囲が十分かどうか等、既に実施済みの措置の内容を再度確認し、その結果、必要に応じて避難指示等の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。
記録的短時間大雨情報	県内で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、愛知県気象情報の一種として発表する。発表基準は、1時間雨量 100mm。
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、愛知県（県単位）に発表する。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を、愛知県（県単位）で発表する。この情報の有効期間は、発表から1時間。
異常天候早期警戒情報	気象情報のうち、平年から大きくかけ離れた気象状況が数日間又はそれ以上の長期間にわたって続き災害の発生する可能性がある等、社会的に大きな影響が予想される場合に発表する。
火災気象通報	消防法の規程により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに名古屋地方気象台が愛知県知事に対して通報し、県を通じて市町村や消防本部に伝達される。
災害時気象支援資料	名古屋地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした細かな気象情報等の提供に努める。

(7) 台風の大きさと強さ

大きさの表現

階 級	風速 15 m/s の半径
(表現なし)	500 km未満
大型：(大きい)	500 km以上～800 km未満
超大型：(非常に大きい)	800 km以上

強さの表現

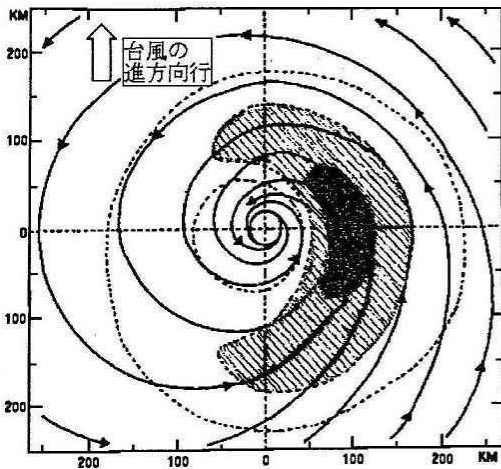
階 級	最大風速
(表現なし)	17 m/s (34ノット)以上～33 m/s (64ノット)未満
強い	33 m/s (64ノット)以上～44 m/s (85ノット)未満
非常に強い	44 m/s (85ノット)以上～54 m/s (105ノット)未満
猛烈な	54 m/s (105ノット)以上

台風の間

台風は巨大な空気の渦巻きで、地表付近では反時計まわりに強い風が吹き込んでいます。風の強さは台風の中心に向かう程強くなり、台風の眼の中では急激に弱くなります。

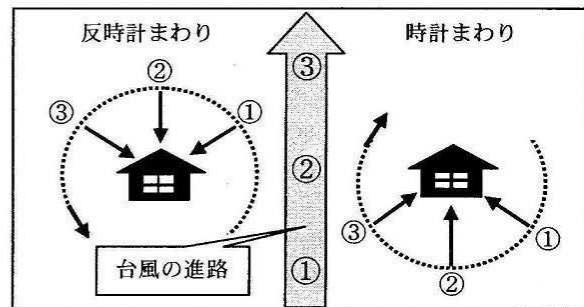
移動中の台風では進行方向の右側でより強い風が吹いています。

台風の移動に伴い、進路の右側では時計まわりに、左側では反時計まわりに風向が変化します。



台風周辺の風の流と風速の分布

陰影部:風が特に強い領域



台風の進路と風向の変化

(8) 雨の強さと降り方の表

1時間雨量 (ミリ)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋 内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10 以上 20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。		この程度の雨でも長く続く時は注意が必要。
20 以上 30 未満	強い雨	どしゃ降り。				ワイパーを速くしても見づらい。	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる。
30 以上 50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。	傘をさしてもぬれる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。	道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)。	山崩れ・崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要。都市では下水管から雨水があふれる。

50以上 80未満	非常に 激しい雨	滝のように 降る(ゴー ゴーと降り 続く)。	傘は全く役に 立たなくなる。 。	水しびぎで あたり一面 が白っぽく なり、視界 が悪くなる。 。	車の運転は危険。	都市部では地下室や地下街 に雨水が流れ込む場合がある。 マンホールから水が噴出す る。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。
80以上	猛烈な雨	息苦しくな るような圧 迫感がある。 恐怖を 感ずる。				雨による大規模な災害の発 生するおそれ強く、嚴重 な警戒が必要。

- (注1) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。
 なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。
 (注2) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。
 なお、この情報の発表基準は地域によって異なります(愛知県の場合は1時間に100mm以上を観測又は解析したときに発表)。
 (注3) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
 (1) 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。

この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 (2) この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(9) 風の強さと吹き方の表

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/秒)	おおよそ の時速	速さの 目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよそ の瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向って歩きに くくなる。傘がさ せない。	樹木全体が揺れ始 める。電線が揺れ 始める。	道路の吹流しの角度 が水平になり、高速 運転中では横風に流 される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始め る。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向って歩けな くなり、転倒する 人も出る。 高所での作業はき わめて危険。	電線が鳴り始め る。看板やタン 板が外れ始める。	高速運転中では、横 風に流される感覚が 大きくなる。	屋根瓦・屋根葺剤が はがれるものがある。 雨戸やシャッターが 揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっ ていないと立って られない。 飛来物によって負 傷するおそれがある。	細い木の幹が折れ たり、根の張って いない木が倒れ始 める。 看板が落下・飛散 する。 道路標識が傾く。	通常で速度で運転す るのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺剤が 飛散するものがある。 固定されていないプ レハブ小屋が移動、 転倒する。 ビニールハウスのフ ィルム(被覆材)が広 範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	～110km					固定の不十分な金属 屋根の葺材がめくれ る。 養生の不十分な仮設 足場が崩落する。	
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急列車	屋外での行動は極 めて危険。	多くの樹木が倒れ る。 電柱や街灯で倒れ るものがある。 ブロック壁で倒壊 するものがある。	走行中のトラックが 横転する。	外装材が広範囲にわ たって飛散し、下地 材が露出するもの がある。	40
	35以上 40未満	～140km					住家で倒壊するもの がある。 鉄骨構造物で変形す るものがある。	
	40以上	140km～						

- (注1) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は3倍以上になることがあります。
 (注2) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。
 (1) 風速は地形や廻りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
 (2) 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 (3) 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

(10) 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- ア 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- イ 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- ウ 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- エ この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- オ この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- カ この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

○ 人体の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人体の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわなと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

○ 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、工法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

○ 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや×状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

○ 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

○ ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための準備は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

○ 大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなれない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、 脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

(11) 地震情報の種類とその内容

名古屋地方気象台

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分後に、震度3以上を観測した地域名（全国を190地域に区分）と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

遠地地震に関する情報	<ul style="list-style-type: none"> ・国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ○マグにチュード7.0以上 ○都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など 	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

(12) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区气象台・各地方气象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、気象庁ホームページでも発表している資料。

地震解説資料	愛知県内の沿岸に対し大津波警報・津波警報・津波注意報が発表されたときや愛知県内で震度4以上の揺れを観測したとき等に防災等に係る活動の利用に資するよう緊急地震速報、大津波警報・津波警報・津波注意報並びに地震及び津波に関する情報や関連資料を編集した資料。
地震活動図及び週間地震概況	地震及び津波に係る活動を月ごとに作成する。地震活動状況等に関する資料を週毎の資料を作成し（週間地震概況）、毎週金曜日に発表している。

(13) 大津波警報、津波警報、津波注意報等

名古屋地方气象台

○ 大津波警報、津波警報、津波注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動
			数値での 発表	定性的表現 での発表	
大津波警報 (※)	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	陸域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記なし)	陸域では避難の必要はない。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。

	害のおそれがある場合				注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
--	------------	--	--	--	-------------------------------

(※)津波特別警報の名称は「特別警報」とは用いず「大津波警報」の名称で発表する。「大津波警報」が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたことを意味する。

(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

○ 津波情報

津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

	情報の種類	発表内容
津波情報	津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は2種類の定性的表現で発表
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予測時刻を発表
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)
	津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	観測された津波の高さ > 1 m	数値で発表
	観測された津波の高さ ≤ 1 m	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ ≥ 0.2m	数値で発表
	観測された津波の高さ < 0.2m	「観測中」と発表
津波注意報	(全て数値で発表)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

最大波の観測値及び推定値の発表内容(沿岸から100km程度以内にある沖合の観測点)

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 3 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 3 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ > 1 m	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ ≤ 1 m	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点(推定値を発表しない観測点)での最大波の観測値の発表基準は、以下のとおりである。

全国の警報等の発表状況	発表基準	発表内容
いずれかの津波予報区で大津波警報又は津波警報が発表中	より沿岸に近い他の沖合の観測点(沿岸から100km以内にある沖合の観測点)において数値の発表基準に達した場合	沖合での観測値を数値で発表
	上記以外	沖合での観測値を「観測中」と発表
津波注意報のみ発表中	(全て数値で発表)	沖合での観測値を数値で発表

○ 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

	発表基準	発表内容
津波予報	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき(津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
	津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

○ 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、本市が属する津波予報区は、次のとおり。

津波予報区の名称	津波予報区域	津波予報区域に属する愛知県の市町村
愛知県外海	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋岸に限る)	豊橋市、田原市
伊勢・三河湾	愛知県(伊良湖岬西端以東の太平洋岸を除く)	名古屋市、豊橋市、半田市、豊川市、碧南市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、常滑市、東海市、知多市、高浜市、田原市、弥富市、飛島村、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
	三重県(伊勢市以南を除く)	(三重県市町村は省略)

図-1 田原市及びその周辺が属する津波予報区

